

# 基礎研 レポート

## 約款の変更について

### 債権法改正の中での検討状況と生保会社の支払事由変更条項

保険研究部門 上席主任研究員 小林 雅史  
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

#### 1—はじめに

現在、法制審議会民法（債権関係）部会において、債権法改正に向けた検討が行われており、論点のひとつとして、契約の具体的内容を契約締結前に定めておく約款について、契約内容とするための前提条件（「組入要件」と称されており、契約締結前に相手方に開示し、約款を契約内容とすることについての当事者間の合意を必要とすることなどが検討されている）に関する規定をはじめとした、約款にかかる規定の新設がその要否を含め議論されている。

約款にかかる規定としては、約款の組入要件に関する規定や約款の定義に関する規定のほか、約款の変更に関する規定があり、契約締結前に定めた約款について、契約締結後に相手方の個別の同意がなくても変更できるのか否かも含め検討が進められている。

約款の変更に関する規定の新設についての検討は、現在、さまざまな業界の約款において、約款の変更に関する条項などが存在し、実際に、軽微なレベルから重大なレベルまで、多様な約款の変更が行われているという現実を踏まえているものと考えられる。

本稿では、法制審議会民法（債権関係）部会でのこれまでの検討状況と、生保会社の医療保険や介護保険の約款に存在する約款の変更に関する条項（支払事由変更条項）の内容について紹介し、今後の課題について私見を述べることにしたい。

#### 2—債権法改正の中での検討状況

##### 1 | 法制審議会民法（債権関係）部会での検討

2009年10月28日の法制審議会における法務大臣の

「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要

綱を示されたい」<sup>1</sup>

との諮問を受け、2009年11月24日、法制審議会に民法（債権関係）部会が設置され、2012年6月12日までに計49回の審議が行われている<sup>2</sup>。

第11回会議（2010年6月29日）において、事務局提出の部会資料「民法（債権関係）の改正に関する検討事項(6)」に基づき、約款の定義や、約款を個別の契約内容とするための要件（約款の組入要件）に関する問題提起はあったものの、約款の変更に関する問題提起はなかった<sup>3</sup>。

この点に関し、

「社会あるいは環境の変化に伴いまして、約款を変更する必要性が出てくる、こういった場面がございます。現に最近でも預金の約款について暴力団排除条項を新たに設けるといった改正を行った経緯もございます。そうした場合に、変更後の約款が既存の契約にどのように適用されるのかといったところ、あるいはその根拠につきまして、現行法では必ずしも明らかでないという状況だと思います。そこで、そうした根拠、約款変更の必要性にかんがみまして、合理的変更であれば、あるいは社会的相当性がある、あるいは公益性がある、そういった変更というものもあるかと思っておりますけれども、そういった約款の変更の効力が今よりも認められやすくなるようなそういった手当てを希望したいと思っております」<sup>4</sup>

との業界側委員からの要望が行われた。

さらに、後述する医療保険約款での約款の変更に関する条項（支払事由変更条項）について、

「公的医療保険制度と連動した医療保険で、公的医療保険制度のほうが改正になった、そういったときに、健全で安定な保険制度の維持のために支払事由等を変更するといった場合があります」<sup>5</sup>

という指摘があった。

## 2 | 民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理（2011年8月）

2011年4月12日、民法（債権関係）部会第26回会議において、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」が決定され、6月1日から8月1日までパブリック・コメントが実施された。

約款に関しては、約款の組入要件に関する規定の要否、約款の定義、約款の組入要件の内容のほか。つぎのとおり約款の変更に関しても言及されている。

<sup>1</sup> 「民法（債権関係）の改正に関する諮問第88号について」（法制審議会第160回会議、2009年10月28日、法務省ホームページ）。

<sup>2</sup> 部会長は鎌田薫氏、委員に内田貴氏などで、第1回会議の参考資料1として民法（債権法）改正検討委員会編「債権法改正の基本方針」が示されている（法制審議会民法（債権関係）部会第1回会議、法務省ホームページ）。法務省は、2006年2月に民法（債権法）の抜本的見直しを行う旨公表し（民法（債権法）の改正について、法務省ホームページ）、2006年10月7日には、市場のグローバル化などを背景とした民法（債権法）の抜本的改定の必要性から学会有志により民法（債権法）改正検討委員会が設立された。民法（債権法）改正検討委員会は鎌田薫委員長（早稲田大学教授、現在早稲田大学総長）、内田貴事務局長（東京大学教授、現在法務省参与）の下で、2009年3月31日には、民法改正案を含む「債権法改正の基本方針（提案要旨付）」を公表した。

<sup>3</sup> 「部会資料11-1 民法（債権関係）の改正に関する検討事項(6)」[法制審議会民法（債権関係）部会第9回会議（平成22年5月18日）、法務省ホームページ]。約款については、当資料に基づき、第11回会議で検討が行われた。

<sup>4</sup> 「法制審議会民法（債権関係）部会第11回会議（平成22年6月29日開催）議事録4～5ページ（法務省ホームページ）。

<sup>5</sup> 前掲「法制審議会民法（債権関係）部会第11回会議（平成22年6月29日開催）議事録18ページ。

#### 「4 約款の変更

約款を使用した契約が締結された後、約款使用者が当該約款を変更する場合があるが、民法には約款に関する規定がないため、約款使用者が一方的に約款を変更することの可否、要件、効果等は明確でない。そこで、この点を明らかにするため、約款使用者による約款の変更について相手方の個別の合意がなくても、変更後の約款が契約内容になる場合があるかどうか、どのような場合に契約内容になるかについて、検討してはどうか」

また、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理に関する補足説明」（法務省民事局参事官室、2011年5月）においては、

「約款が使用された契約が継続的な契約である場合には、当該契約の継続中に、法令の改正等の様々な理由により、約款使用者が当該約款を変更する必要性が生ずることがある。契約についての一般原則によれば、いったん契約が成立した以上、一方当事者が相手方の同意なくその契約内容を変更することはできないはずであるが、上記のように、約款を変更する必要性がある一方、多数の相手方から個別に変更についての同意を得るのは非現実的である上、顧客間で契約内容が異なると顧客を平等に扱うべきであるという要請に反するとの指摘がある。このような問題意識から、約款の変更に合理性や社会的相当性があること等を要件として、約款使用者による一方的な変更後の約款に相手方に対する拘束力を認めるべきであるとの意見があった」

とされている<sup>6</sup>。

### 3 | 民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理に関する各団体の意見表明

民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理については、各団体などが意見を表明しており、民法（債権関係）部会第35回会議（2011年11月15日）資料で意見の概要が示されている<sup>7</sup>。

約款の組入要件に関する規定の要否については反対意見もあったが、約款の変更に関する規定については、明確な反対意見というよりは、

- ・現実社会では約款内容を約款利用者が一方的に変更できるという約款条項の例がある一方、現行民法には約款の変更に関する規定がないため、約款条項の法的効力は不明確であり、法的効力を明確にする規定を設ける必要性については賛成する見解が多いとする意見（日本弁護士連合会）
- ・社会環境の変化、法令等による要請に伴い、約款を変更する必要性が生じる可能性があり、たとえば預金約款について暴力団排除条項を新たに設ける等の改正を行っている中で、約款の変更の必要性に鑑み、社会的相当性、公益性等の合理的な理由がある場合には、約款使用者による約款の変更を認め、変更後の約款の相手方に対する拘束力を認めるべきであるとする意見（全国銀行協会）

<sup>6</sup> 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（平成23年4月12日決定）、法務省ホームページ。なお、民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理においては、約款上の不当条項を無効とする規定の新設や、事情変更に関する規定の新設も検討されており、保険業界に特有の保険業法第240条の2以下に定める保険会社の破綻回避のための契約条項の変更に関する規定なども含め、約款の変更に関する条項との関係が問題となりうるが、この論考では割愛する。

<sup>7</sup> 法制審議会民法（債権関係）部会第35回会議（平成23年11月15日開催）資料、法務省ホームページ。

など、各業界の実情に応じた慎重かつきめ細かな検討を要望する声が多い。

一方、約款の変更に当たっては、

- ・約款使用者による当該約款の一方的な変更が重要な変更該当する場合には、その変更に対抗する者に当該契約の解除権を与えることも検討してよいのではないかという指摘もあり、実務ニーズに沿った検討を望むとする意見（全国銀行協会）
- ・約款の内容を変更する際、顧客に個別に通知した上で同意を取得しなければならないとすることは、事務コストの著しい増大となり、利用者の負担増にもつながるおそれがあることから、ホームページや店舗等において約款の変更内容を掲示した上で、相当の周知期間をおき、当該期間経過後に約款が変更されたものとする方法も、十分に合理的なものであるとする意見（全国信用組合中央協会）
- ・金商業者等が顧客との間で締結する株式等振替口座約款や、外国証券取引口座約款等については、不利益変更の場合にはみなし同意の方法（相手方への通知によって周知し、その後一定の異議申立期間の経過により、異議が申し立てられなかった場合には、同意を擬制する）などにより対処しているが、こうした現行実務に影響を及ぼすことのないような配慮を望む意見（日本証券業協会）<sup>8</sup>
- ・契約の重要な要素の変更を伴う場合には契約関係からの離脱が適切に選択できるように相当の期間をおいた事前の通知・告知などを約款変更の要件とすることで、相手方の個別の同意なく約款の変更の効力を認めるべきとの意見（ヤフー）

などの意見があり、各業界の約款の変更に関する条項や実際の変更内容は区々であり、さまざまな実態があることがうかがわれる。

このような中、実際の約款の変更の際には、個別通知によらないホームページや店舗等における相手方への周知徹底や、約款の変更を認めない者への解約権の付与、周知期間中に異議がなければ同意を擬制するなどの方法で、相手方の個別の同意なく約款の変更が可能となるよう求めている意見もあり、注目に値する。

### 3—各生保会社の医療保険等の支払事由変更条項

#### 1 | 概要

医療保険や介護保険の給付には、公的医療保険制度や公的介護保険制度と連動する給付があるが、公的医療保障制度や公的介護保険制度が改正された場合、給付内容も自動的に変更されることとなる。

支払事由変更条項（契約内容変更条項）は、当初想定した給付範囲を超えるような大幅な公的医療保険制度などの改正が行われた場合に備え、給付内容を当初想定した範囲に留めることを目的としたものであり、

「現在販売されている医療保険においては、保険契約者との個別合意によらないで、保険会社が

<sup>8</sup> 日本証券業協会のホームページに掲載されている証券取引にかかるモデル約款には、実際に、「この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改訂されることがあります。この場合、当社はその変更事項を通知することとし、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、同意いただいたものとして取扱います」との規定がある。

既契約の約款を変更することができる変更留保条項が定められている場合がある」と説明されている<sup>9</sup>。

具体的には、公的医療保険制度などの改正により、会社が支払事由に影響があると認めた場合は、主務官庁の認可を得て、保険料を変更することなく、支払事由を変更するという条項である。

従来、医療保険の商品設計上のリスク管理の手段として、「基礎率変更権の留保」とともに「給付条件変更権の留保」があり、

「給付条件が公的制度等に準拠したニューリスクの医療保険などについて、公的制度等が変化し給付条件を変更するあるいは料率を引き上げる権利を保険者側が約款で留保するものである」と説明されていたが<sup>10</sup>、現在の医療保険約款や介護保険約款については、支払事由変更条項は存在するものの、基礎率変更条項は存在しない。

これは、金融庁が、第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等の整備の一環として、

「現状においては、基礎率変更権を付した契約であっても、その行使基準が不明確であり、現実に行使するのは困難であるとの見方が強い。したがって、第三分野商品については、基礎率変更権の行使基準に透明性のある数値基準を導入し、募集時における重要事項として予定発生率の合理性、基礎率変更権の行使基準（数値基準）、変更内容等を説明するとともに、契約者への保険料変更見通し等の情報提供の拡充を行い、保険事故発生率が悪化した場合の基礎率変更権の実効性の確保を図る。なお、既販売商品についても、基礎率変更権を行使する場合には同等の措置が求められる」

として、保険会社向けの総合的な監督指針の改正(2007年4月1日適用)を行い、数値基準として基礎率変更権の行使基準策定が求められた<sup>11</sup>ことなどに対応して、約款上の基礎率変更条項が削除されたものと考えられる。

## 2 | 各社の医療保険約款における支払事由変更条項

生命保険会社43社のうち、ホームページ上、新契約用の医療保険約款を開示しているのは21社(医療保険を販売していないが、医療特約を販売している1社を含む)であり、介護保険約款を開示している例もあるが、以下、各社の医療保険約款における支払事由変更条項を紹介したい。

医療保険の約款を開示している21社全社の約款に支払事由変更条項が存在する(ただし、うち3社については医療保険主契約には支払事由変更条項はなく、付加できる先進医療特約等に支払事由変更条項がある。2012年6月現在)。

なお、前述の通り、基礎率変更条項は、21社全社に存在しない。

<sup>9</sup> 金岡京子「医療保険の既契約の条件変更について—最近のドイツの事例を参考として—」(『生命保険論集』第152号、2005年9月)。

<sup>10</sup> 明田裕「民間医療保険におけるリスク管理の課題」(『保険学雑誌』第596号、2007年3月)。また、山下友信『保険法』(有斐閣、2005年)117ページでも、保料の計算基礎についての保険者による変更権の留保の例として、基礎率変更権の記載がある。

<sup>11</sup> 「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について(第三分野の責任準備金等ルール整備関係)」(2006年2月10日、金融庁ホームページ)。

### 3 | 支払事由変更条項の条文名

支払事由変更条項の条文名は、

- ・「法令等の改正(等)に伴う支払事由の変更」とする会社(9社)
- ・「法令等の改正(等)に伴う契約内容の変更」とする会社(5社)
- ・「公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更」とする会社(3社)
- ・「法令等の改正に伴う特約条項の変更」とする会社(1社)
- ・「法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更」とする会社(1社)
- ・「法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術給付金等の支払事由の変更」とする会社(1社)
- ・支払事由変更条項が独立した条ではなく、入院給付金・手術給付金に関する規定の1項目として規定する会社(1社)

となっており、支払事由の変更とする会社が多い。

条文名を契約内容の変更、特約条項の変更とする会社においても、変更の対象となるのはすべて支払事由であり、その他の契約内容が変更されることを約款上規定している会社はない。

### 4 | 支払事由変更条項の発動要件

支払事由変更条項の発動要件については、保険給付が公的医療保険制度に連動している点から、

- ・「(法令等の改正による)公的医療保険制度(等)の改正(変更)」とする会社(16社)

が大部分となっているが、

- ・「法令等の改正または医療技術の変化」とする会社(4社)
- ・「法令等の改正による公的医療保険制度等の改正」および「医療技術または医療環境の変化」とする会社(1社)

もあり、医療技術・医療環境の変化も支払事由変更条項の発動要件に加えている例がある。

さらに、「公的医療保険制度の変更」について、具体的に、「医科診療報酬点数表の改正により手術料の算定される手術が変更される場合」、「帝王切開術等による分娩が、公的医療保険制度における保険給付の対象外となる場合」などとして例示しているケースもある。

### 5 | 支払事由変更条項の発動対象

支払事由変更条項の発動対象は、概ね公的医療保険制度に連動する給付となっており、最も一般的な例としては、

- ・手術給付金(支払事由を「公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術」などとし、支払事由を簡明化しているケース)
- ・先進医療給付金(一部の会社が導入している先進医療給付金については、支払事由を「公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療」などとしている)
- ・放射線治療給付金(一部の会社が導入している放射線治療給付金については、支払事由を「公

的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に放射線治療科の算定対象として列挙されている診療行為」などとしている)

などがある。

すなわち、現行医療保険の約款上、将来公的医療保険制度が改正された場合には、原則として保険給付も連動して変更されることとなるが、その例外として支払事由変更条項を設定し、公的医療保険制度の改正により、生保会社が当初想定した給付範囲を超えた大幅な給付拡大が生じた場合<sup>12</sup>には、給付内容を当初想定した範囲に留める目的を有しているものと考えられる<sup>13</sup>。

一方、支払事由変更条項の発動要件について、医療技術・医療環境の変化も加えている会社においては、公的医療保険制度に連動する給付だけでなく、入院を支払事由とする入院給付金などについても発動対象としている例がある（「法令等の改正による公的医療保険制度等の改正」および「医療技術または医療環境の変化」を発動要件とする会社1社）。

支払事由変更条項の発動要件について「公的医療保険制度の変更」のみとしている会社については、一般的に入院給付金は発動対象とならないものと考えられるが、疾病入院給付金の支払対象となる疾病に「公的医療保険制度において保険給付の対象となる異常分娩」を加えることで、疾病入院給付金を発動対象としている例もある。

## 6 | 変更時の顧客への通知

支払事由を変更する際には、全社が保険契約者に通知する旨定めている。

20社は変更日の2か月前までに通知すると規定しているが、1社は「改正に関する法令の公布の日から6カ月以内」に通知すると規定している。

さらに、通知を受けた保険契約者について、支払事由の変更を承諾する方法か、解約する方法かのいずれかの選択肢を与え、変更日の2週間前までに指定することを求めている会社（6社）もある（変更日までに保険契約者の指定がない場合は、5社は保険契約者が承諾する方法を指定したものとみなすと規定しているが、1社は保険契約者が解約する方法を指定したものとみなすと規定している）。

## 4— おわりに

債権法改正に向けて検討されている約款の変更に関する規定が民法に新設された場合は、多くの業

<sup>12</sup> たとえば、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる先進医療技術に限定して認められている先進医療は、公的医療保険制度の給付対象とならずに全額患者の自費負担、生保会社の医療保険で給付対象としているケースがあるが、現在130種類の先進医療—届出のみの第2項先進医療と、認可が必要な第3項先進医療の合計—が大幅に拡大されたようなケースなど。

<sup>13</sup> なお、健康保険法等の改正により、2006年10月1日より、従来の高度先進医療が9月末時点で高度先進医療として承認されている医療技術（療養）をそのまま引き継ぐ形で、先進医療という新たな制度に再編されたことから、高度先進医療に対して給付を行っていた複数の生保会社が、既契約約款について所要の文言変更を行っている。

界の約款で導入されている約款の変更に関する条項について法的な根拠が与えられることとなる。

生保会社で導入されている支払事由変更条項は、医療保険の支払事由に限定して導入されており、法令の変更などという客観的かつ合理的な発動要件、発動対象の明記、解約という他の選択肢も含めた顧客への通知について記載があるケースがほとんどで、妥当性に疑問の余地はないものと考えられる。

一方、その他の業界の例を見ると、約款の変更に関する条項は、発動要件（生保会社では法令の変更など）や発動対象（生保会社では医療保険の支払事由）の限定は必ずしも行われていない例があるものの、契約内容全体についての合理的な理由に基づく変更について、ホームページなどへの掲載も含めた多様な方法での顧客への周知徹底、相当の周知期間、反対する相手方には解約を認めるなどの方法も行われているようであり、各業界の実態に応じた社会的相当性のある制度になっているものと考えられる。

今後の債権法改正の動向や、生保会社で導入されている支払事由変更条項をはじめとした約款の変更に関する条項などについて引き続き注視したい。